

発議第2号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、次のとおり改正する。

令和2年11月25日提出

提出者

香芝市議会議員

芦 高 清 友

賛成者

香芝市議会議員

北	川	重	信
河	杉	博	之
中	川	廣	美
細	井	宏	純
小	西	高	吉
関		義	秀
森	井	常	夫
中	山	武	彦
下	村	佳	史
上	田井	良	二
筒	井		寛
中	谷	一	輝
鈴	木	篤	志

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。